

平成30年度子鹿医療療育センター事業計画書

子鹿医療療育センター
子鹿短期入所事業所
子鹿日中一時支援事業所
子鹿障害児(者)通所支援事業所
児童発達支援センター バンビ
子鹿障害児等療育支援事業所

【基本理念】

わたしたちは、一人ひとりの障害児(者)が健康で温かく潤いのある生活がおくれるように全力を尽くして支援します。

【基本方針】

1. 障害児(者)の生命と人権を尊重し、プライバシーを守ること。
2. 安全で快適な生活環境と最良の療育サービスを提供すること。
3. 地域やご家族との交流を深め、信頼される開かれた施設を目指すこと。
4. 「根気・のんき・元気」をモットーとし、積極的に仕事に取り組むこと。
5. 専門性を高め、お互いに力を合わせて、サービスの向上に努めること。

1. 子鹿医療療育センター(定数84床)

【事業の概要】

- ・医療型障害児入所施設及び療養介護事業所(定員80名)
- ・外来診療(内科・精神科・リハ外来・歯科・摂食外来)及び訪問歯科診療
児童福祉法による医療型障害児入所施設及び障害者総合支援法による療養介護事業所として、また医療法による病院として障害児(者)の入所(入院)と外来診療を行う。

【処遇方針】

「日常生活の援助」

- ・障害を正しく理解し、適切な援助を行う。

「機能訓練の実施」

- ・運動機能の維持、向上のための援助やリハビリテーションを実施する。

「給食の実施」

- ・安全で栄養価と季節感に配慮した食事を提供する。

「地域社会とのつながり」

- ・見学者、実習生やボランティアを受け入れる。
- ・在宅の障害児(者)に対し、外来診療、短期入所事業、日中一時支援事業、障害児(者)通所支援事業、児童発達支援センター事業、障害児等療育支援事業を行う。

【主な取り組み】

《利用児(者)へのサービス等》

(1) 利用児(者)の処遇向上を図る。

- ・利用児(者)の特性に即した日常生活の援助と療育の充実を図る。

- ・ケースカンファレンスを行ない、利用児（者）の処遇を見直す。
 - ・摂食会議で個々に適した食形態を検討する。
- (2) 利用児（者）の健康維持、疾病予防に努める。
- ・疾病の予防や早期発見、早期対応に努め、他院受診を支援する。
 - ・インフルエンザやHBワクチン接種などにより感染症予防に努める。
- (3) 利用児（者）に快適な生活環境を提供する。
- ・フロア内を清掃し、生活環境の整備と改善に努める。
- (4) 安全対策、事故防止、衛生管理に努める。
- ・危険箇所、不衛生箇所は迅速に改善し、災害対策に努める。
 - ・安全対策委員会で事故等の原因究明と再発防止に努める。
 - ・感染対策委員会で感染症や食中毒予防と迅速な対応に努める。
 - ・ネズミやゴキブリなどの生息状況の定期的な点検を行い、防除に努める。
- (5) 利用者の個人情報 を適正に取り扱う。
- ・個人情報保護規定により個人情報の保護と管理を徹底する。
- (6) 機能訓練の充実を図る。
- ・リハビリチーム会議で機能訓練の内容を検討する。

《家族との連携》

- (1) 保護者との連携を促進する。
- ・交流の場を設けて情報・意見交換を行い、相互理解に努める。
 - ・サービス内容の説明を年1回以上行い、家族と協議する。
- (2) 施設の情報を提供する。
- ・施設の基本情報と職員の一覧パネルを玄関に掲示する。
 - ・子鹿だよりと事業報告書を発行する。
- (3) 苦情や意見を受け容れる。
- ・苦情解決制度で利用児（者）等からの苦情や意見を受け、迅速に対応する。

《職員に関係する事》

- (1) 専門性を高めるとともに、人権教育の充実を図る。
- ・研修の機会と専門的な資料や情報を提供し、他施設の見学や交換実習を行う。
- (2) 虐待の防止に努める。
- ・虐待防止委員会を設置し、虐待防止に努める。
- (3) 職員間の連絡や報告の徹底を図る。
- ・職務・職責意識の高揚に努める。
 - ・文書の掲示や配布、サイボウズなどで情報の共有、連携の促進に努める。
- (4) 職員の健康管理と労働災害の発生防止を図る。
- ・定期健診、腰痛健診、ストレスチェックを行い、その後の適切な対応に努める。
 - ・衛生委員会で組織体制や業務内容、職場環境、喫煙対策を検討する。

《施設制度等》

- (1) 施設整備を行う。
- ・児童福祉法、障害者総合支援法および医療法などに則した適正な施設整備を行う。
 - ・医療スタッフ及び療育スタッフの数の充足と質の向上を図る。

2. 子鹿短期入所事業所（定員 4 名）

【事業の概要】

在宅の障害児（者）の宿泊を伴う短期入所を受け入れる。

【主な取り組み】

- （1）利用児（者）の処遇の向上を図る。
- （2）利用児（者）の健康維持、疾病予防に努める。
- （3）利用児（者）に快適な生活環境を提供する。
- （4）安全対策、事故防止、衛生管理に努める。
- （5）利用者の個人情報を適正に取り扱う。
- （6）苦情や意見を受け容れる。
- （7）虐待の防止に努める。
- （8）利用契約児（者）数を確保するとともに、短期入所定員増を検討する。

3. 子鹿日中一時支援事業所

【事業の概要】

在宅の障害児（者）の宿泊を伴わない短期入所を受け入れる。

- 1) 子鹿日中一時支援事業所：入所フロアで在宅の障害児（者）の日帰り入所を行う。
- 2) 三次アカデミー日中一時支援事業所：通所部門で庄原特別支援学校に通う児童生徒の放課後等一時預かりと他の通所施設に通う障害者の一時預かり、そして児童発達支援センター バンビでバンビ利用児の延長預かりを行う。

【主な取り組み】

子鹿短期入所事業所の主な取り組みの（1）～（8）と同じ

4. 子鹿障害児（者）通所支援事業所

【事業の概要】

障害児（者）通所支援事業所 ウイズワン（定員 6 名）で、在宅の障害児（者）を対象として、通所による療育や日常生活の支援を行なう。

「通所の支援」

- ・センターの車両で利用児（者）の安全な送迎をする。

「日常生活と発達の支援」

- ・障害を正しく理解し、適切な支援をする。
- ・基本的な生活習慣の習得と機能の維持、向上のための支援をする。

「給食の提供」

- ・安全で栄養価と季節感に配慮した食事を提供する。

【主な取り組み】

- （1）利用児（者）の個々の特性に即した療育や日常生活の支援を行なう。
- （2）利用児（者）に快適な生活環境を提供し、衛生管理に努める。
- （3）安全対策、事故防止に努める。
- （4）利用児（者）の家族との連携、協力を努める。

- (5) 利用契約児（者）数を確保する。
- (6) 児童発達支援を開始し、医療的ケア児を受け入れる。
- (7) 送迎車両の車庫を設置する。

5. 児童発達支援センター バンビ（定員20名）

【事業の概要】

在宅の障害児を対象として、通所による療育や日常生活の支援を行なう。

・児童発達支援

- 1) よつばグループ（定員10名）：月～金曜日の9時～15時の療育。送迎・給食あり。
- 2) たんぽぽグループ（定員10名）：月～金曜日の午前・午後2時間の療育。

・放課後等デイサービス

小学生グループ（定員10名）：土曜日の午前・午後2時間の療育。

・日中一時支援

くるみグループ（定員10名）：月～金曜日の15時～18時の延長預かり

「通所の支援」（よつばグループのみ）

- ・センターの車両で利用児の安全な送迎をする。

「日常生活と発達の支援」

- ・障害を正しく理解し、適切な支援をする。
- ・基本的生活習慣の習得と発達のための支援をする。

「給食の提供」（よつばグループのみ）

- ・安全で栄養価と季節感に配慮した食事を提供する。

「保育所等訪問支援」

- ・保育所、学校や他の施設に出向いて、療育指導などを行う。

【主な取り組み】

- (1) 利用児の個々の特性に即した支援・療育を行ない、発達を促進する。
- (2) 利用児に快適な生活環境を提供し、衛生管理に努める。
- (3) 安全対策、事故防止に努める。
- (4) 利用児の家族との連携、協力を努める。
- (5) 保育所、学校、三次市子ども発達支援センターなどとの連携、支援を行なう。
- (6) 療育指導講師による療育指導を受ける。
- (7) 専任の作業療法士を配置する。
- (8) 利用契約児数を確保する。

6. 子鹿障害児等療育支援事業所

【事業の概要】

・広島県からの委託事業

- 1) 訪問療育等指導事業：医師、臨床心理士による訪問療育指導、理学療法士などによる庄原特別支援学校つどいの家での療育指導、栄養士による調理講習会。
- 2) 外来療育等指導事業（発達外来）：相談員、臨床心理士による外来での療育相談や感覚統合訓練など。

3)施設支援一般指導事業：保育所、学校や他の施設に出向いての療育指導。

・三次市からの委託事業

障害児等療育相談支援事業：三次市内の在宅の障害児（者）の地域における生活を支えるための訪問や外来などでの相談。

【主な取り組み】

- (1) 訪問療育等指導事業、外来療育等指導事業、施設支援指導事業を実施する。
- (2) 三次市障害児生活訓練事業に協力する。
- (3) 障害児（者）やその家族、施設からの個別相談に応じる。
- (4) 在宅や施設入所児（者）のサービス利用計画を作成し、モニタリングを行う。